

ネット広告による通販トラブル

ネット広告で目にした無料お試しダイエットサプリを申し込んだが、翌月も同じ商品が届き、今度は料金を請求された。広告を再度確認すると、小さい文字で「定期購入契約、初回のみ無料」と書かれていた。スマートフォンの画面上で契約を確認したつもりが、詳細を読み飛ばしていた。



インターネット回線契約トラブル

「今より料金が安くなる、通信速度も速くなる」と電話で勧誘され、内容がよく分からないまま光回線の契約をした。しかし実際には料金は安くならず、通信速度にも変化は見られない。解約を申し出たところ高額な違約金を請求された。



架空請求と二次被害

全く身に覚えのない動画閲覧に関する料金請求のメールが届いた。「支払わなければ勤務先に連絡をする」と書かれている。慌ててインターネットで相談先を探して相談したが、相手が悪質業者だったため、さらに高額な相談料を請求されてしまった。気が動転してしまい、冷静な対応をすることができなかった。



熊本県消費生活センター

- 相談日 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始は除く)
午前9時～午後5時
- 場所 熊本県庁新館4階
- 電話 ☎096(383)0999

例えばこんなトラブルで

困っていますませんか？

S F 商法(催眠商法)

街頭で「日用品を配っている」と呼び止められ、ビルの一室へ連れて行かれた。「日用品が欲しい人！」と言われ周りが次々と手を挙げると、「いつもは80万円の磁気マットレスが今日は半額！」との声に思わず自分も手を挙げてしまい、そのまま契約をしてしまった。



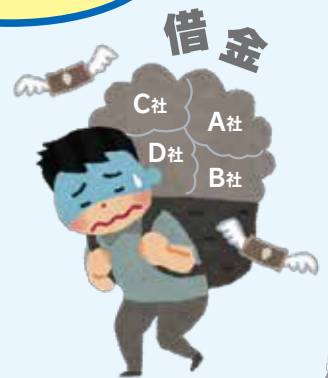
点検商法(リフォーム)

「地震後の家屋の無料点検をしている」と業者が突然訪問してきた。無料なのでお願いしたところ、「柱や床が傷んでいるので、すぐに修理しないと後で何百万円もかかってしまう」と言われた。不安になり、すぐに契約を結んだが、翌日冷静に考えると必要ないと思えてきた。契約は解除できないか。



多重債務

10年前から借金を抱えており、サラ金4社に300万円の債務がある。毎月なんとか返済しているが多額の支払いで生活が厳しく、税金も納付できない生活に不安を感じている。債務整理をしたいがどのようにしたらいいかわからない。



消費者ホットライン

3桁の電話番号(局番なし)による案内です。

■電話 ☎188「188(いやや)泣き寝入り！」

平日は町村窓口または熊本県消費生活センターに、土日祝日など町村や県センターの閉所時には国民生活センターにつながります。